

4月から「こども誰でも通園制度」が始まります!

●問い合わせ先 保育課 保育係 ☎64-5903



「こども誰でも通園制度」は、育児休業中や専業主婦（夫）など、保護者が就労していない世帯の子どもでも、月10時間までの利用可能枠の中で保育所等に通園できる新しい制度です。令和8年度から全国の自治体で実施されます。

1. 制度のポイント

対象 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満児

- 保護者の就労要件は問いません
- 月10時間まで利用可能
- 保育士による育児相談、助言も可能

こんなことをお考えの方は、ぜひご利用ください!

- 子どもに家庭では得られない経験をしてほしい
- 保育のプロに育児の相談がしたい
- 育児から離れて一息つく時間がほしい

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等（2・3号認定）						小学校
就労要件なし	こども誰でも通園制度			幼稚園等（1号認定）			



2. 市内実施施設(予定)

施設名	実施時間	利用料
柵津保育園	平日/午前9時～正午	1時間当たり300円 ※減免制度あり
北御牧保育園		

3. 利用方法

Step1

認定申請

保育課保育係へ認定申請書を提出します。

※認定申請の受付開始時期は、3月中旬に市公式LINE等でお知らせします。

Step2

認定証 受領

審査の結果、認定された方には「こども誰でも通園制度総合支援システム」からアカウントが通知されます。システムにログインし、認定証を確認します。

Step3

利用者情報等の登録

システムにログインし、子どもの発育情報や緊急連絡先等を登録します。



Step4

事前面談

システムで事前面談の希望日時を申請し、施設と事前面談をします。

Step5

通園

システムで施設の空き状況を確認し、利用日を予約して施設を利用します。

利用方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

